平成23年度能美市予算書

一般会計

特別会計

国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計 農業集落排水事業特別会計 温泉事業特別会計

企業会計

水道事業会計 工業用水道事業会計 公共下水道事業会計 国民健康保険能美市立病院事業会計

平成23年度能美市一般会計予算

平成23年度能美市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,418,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,500,00千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年2月28日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

款	項	金	額
1 市 税			6, 906, 000
	1 市 民 税		2, 644, 040
	2 固定資産税		3, 313, 708
	3 軽自動車税		86, 511
	4 市たばこ税		235,000
	5 鉱 産 税		1
	6 特別土地保有税		1
	7 入 湯 税		8, 400
	8 都市計画税		618, 339
2 地方譲与税			200,000
	1 地方揮発油譲与税		60,000
	2 自動車重量譲与税		140,000
3 利子割交付金			25,000
	1 利子割交付金		25,000
4 配当割交付金			6,000
	1 配当割交付金		6,000
5 株式等譲渡所得割交付金			3, 000

款	項	金	額
	1 株式等譲渡所得割交付金		3, 000
6 地方消費税交付金			400,000
	1 地方消費税交付金		400,000
7 ゴルフ場利用税交付金			35,000
	1 ゴルフ場利用税交付金		35,000
8 自動車取得税交付金			50,000
	1 自動車取得税交付金		50,000
9 地方特例交付金			60,000
	1 地方特例交付金		60,000
10 地方交付税			4, 600, 000
	1 地方交付税		4, 600, 000
11 交通安全対策特別交付金			7, 500
	1 交通安全対策特別交付金		7, 500
12 分担金及び負担金			680,034
	1 分 担 金		7, 050
	2 負 担 金		672, 984
13 使用料及び手数料			363, 180

款	項	金	額
	1 使 用 料		342, 331
	2 手 数 料		20,849
14 国庫支出金			2, 607, 211
	1 国庫負担金		1, 516, 552
	2 国庫補助金		1, 081, 505
	3 国庫委託金		9, 154
15 県支出金			1, 176, 307
	1 県負担金		428,016
	2 県補助金		645,682
	3 県委託金		102,609
16 財産収入			9,643
	1 財産運用収入		7, 643
	2 財産売払収入		2,000
17 寄 附 金			33,034
	1 寄 附 金		33,034
18 繰 入 金			1, 087, 549
	1 基金繰入金		1, 087, 022

款	項	金	額
	2 特別会計繰入金		5 2 7
19 繰 越 金			50,000
	1 繰 越 金		50,000
20 諸 収 入			693, 142
	1 延滞金、加算金及び過料		2
	2 預金利子		1 0
	3 貸付金元利収入		388, 695
	4 雑 入		304, 435
	△ 受託事業収入		0
21 市 債			2, 425, 400
	1 市 債		2, 425, 400
歳	合 計	2	1, 418, 000

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 議 会 費			249,891
	1 議 会 費		249,891
2 総 務 費			2, 546, 461
	1 総務管理費		2, 156, 382
	2 徴 税 費		268, 889
	3 戸籍住民基本台帳費		85, 107
	4 選 挙 費		12,608
	5 統計調査費		2, 563
	6 監査委員費		20,912
3 民 生 費			7, 027, 015
	1 社会福祉費		2, 799, 209
	2 児童福祉費		4, 075, 977
	3 生活保護費		151,789
	4 災害救助費		4 0
4 衛 生 費			1, 617, 121
	1 保健衛生費		957, 890
	2 環境衛生費		160, 531

(単位:千円)

款	項	金	額
	3 清 掃 費		498,700
5 労 働 費			60,481
	1 労 働 費		60,481
6 農林水産業費			354, 150
	1 農 業 費		271, 935
	2 林 業 費		82, 178
	3 水産業費		3 7
7 商 工 費			653, 175
	1 商 工 費		653, 175
8 土 木 費			2, 609, 972
	1 土木管理費		85, 195
	2 道路橋りょう費		509,680
	3 河 川 費		24,808
	4 都市計画費		1, 924, 234
	5 住 宅 費		66,055
9 消 防 費			356, 115
	1 消 防 費		356, 115

(単位:千円)

款	項	金	額
10 教 育 費			2, 174, 648
	1 教育委員会費		274, 316
	2 小学校費		546,634
	3 中学校費		143,096
	4 社会教育費		535, 809
	5 保健体育費		674, 793
11 災害復旧費			5 0 0
	1 災害復旧費		5 0 0
12 公 債 費			3, 447, 403
	1 公 債 費		3, 447, 403
13 諸支出金			313,068
	1 基 金 費		113,068
	2 公 社 費		200,000
14 予 備 費			8,000
	1 予 備 費		8,000
歳出	合計		21, 418, 000

第2表債務負担行為

事項	期間	限度額
建築確認基礎情報管理事業	平成24年度	11,300千円

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
防災行政無線デジタル化事業債	96, 200			
統合庁舎関連改修事業債	204, 400			
(仮称) 粟生すみれ保育園建設事業債	236, 900			
農業用水再編対策事業負担金	6, 700			
ため池等整備事業負担金	2, 500		5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合	政府資金については、その融
地方道路等整備事業債	66, 200	普通貸借又は		資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市
地方特定道路整備事業債	19, 200	証券発行		財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしく
和気7号線整備事業債	4, 200		後の利率)	は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
福岡大釜屋線整備事業債	7, 600			
三道山末寺1号線整備事業債	7, 600			
県営道路事業負担金	22,000			
地方特定道路整備事業債(街路)	9,000			
南中央線道路改良事業債	32,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
JR寺井駅周辺整備事業債	458, 800	458,800	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合	政府資金については、その融
浜小学校耐震補強事業債	39, 300			資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定
福岡小学校防音事業債	61,600	証券発行		するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及
物見山陸上競技場整備事業債	51, 200			び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換
臨時財政対策債	1, 100, 000			することができる。
≅ †	2, 425, 400			

平成23年度能美市国民健康保険特別会計予算

平成23年度能美市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,575,700千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年2月28日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

款	項	金	額
1 国民健康保険税			1, 183, 900
	1 国民健康保険税		1, 183, 900
2 使用料及び手数料			1 0
	1 手 数 料		1 0
3 国庫支出金			963, 134
	1 国庫負担金		758, 589
	2 国庫補助金		204, 545
4 療養給付費等交付金			3 4 4, 0 1 0
	1 療養給付費等交付金		3 4 4, 0 1 0
5 前期高齢者交付金			1, 196, 193
	1 前期高齢者交付金		1, 196, 193
6 県支出金			177, 279
	1 県負担金		28, 579
	2 県補助金		148,700
7 共同事業交付金			467, 154
	1 共同事業交付金		467, 154
8 財産収入			1 0

款	項	金	額
	1 財産運用収入		1 0
9 寄 附 金			1 0
	1 寄 附 金		1 0
10 繰 入 金			243, 219
	1 一般会計繰入金		243, 209
	2 基金繰入金		1 0
11 繰 越 金			1 0
	1 繰 越 金		1 0
12 諸 収 入			7 7 1
	1 延滞金加算金及び過料		5 0
	2 預金利子		1 0
	3 雑 入		7 1 1
歳	合 計		4, 575, 700

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 総 務 費			74, 155
	1 総務管理費		61, 225
	2 徴 税 費		12,683
	3 運営協議会費		2 4 7
2 保険給付費			3, 216, 675
	1 療養諸費		2, 866, 145
	2 高額療養費		3 2 5, 9 0 0
	3 移 送 費		3 0
	4 出産育児諸費		21,000
	5 葬祭諸費		3, 600
3 後期高齢者支援金等			499,637
	1 後期高齢者支援金等		499,637
4 前期高齢者納付金等			1, 119
	1 前期高齢者納付金等		1, 119
5 老人保健拠出金			3 1
	1 老人保健拠出金		3 1
6 介護納付金			208, 378

(単位:千円)

款	項	金	額
	1 介護納付金		208, 378
7 共同事業拠出金			514,740
	1 共同事業拠出金		514,740
8 疾病予防費			51,790
	1 特定健康診査等事業費		30,644
	2 疾病予防費		21, 146
9 基金積立金			1 0
	1 基金積立金		1 0
10 公 債 費			1, 000
	1 公 債 費		1, 000
11 諸支出金			7, 165
	1 償還金及び還付加算金		4, 540
	2 繰 出 金		2, 625
12 予 備 費			1, 000
	1 予 備 費		1, 000
歳 出	合 計		4, 575, 700

平成23年度能美市後期高齢者医療特別会計予算

平成23年度能美市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ425,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1)後期高齢者医療広域連合納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の 流用

平成23年2月28日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

款	項	金	額
1 保 険 料		3	18,313
	1 後期高齢者医療保険料	3	18,313
2 使用料及び手数料			2 0
	1 手 数 料		2 0
3 寄 附 金			1 0
	1 寄 附 金		1 0
4 繰 入 金		1 (06,212
	1 一般会計繰入金	1 (06,212
5 繰 越 金			3 7 5
	1 繰 越 金		3 7 5
6 諸 収 入			7 0
	1 延滞金及び過料		2 0
	2 償還金及び還付加算金		2 0
	3 雑 入		3 0
歳	合 計	4 :	25,000

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 総 務 費			9, 585
	1 総務管理費		7 9 9
	2 徴 収 費		8, 786
2 後期高齢者医療広域連合納付金			415, 145
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		415, 145
3 諸支出金			170
	1 償還金及び還付加算金		1 6 0
	2 繰 出 金		1 0
4 予 備 費			1 0 0
	1 予 備 費		1 0 0
歳 出	合計		425,000

平成23年度能美市介護保険特別会計予算

平成23年度能美市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ3,602,800千円、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ10,500千円と定める。
- 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
- 3 サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定300,000千円、サービス 事業勘定5,000千円と定める。 (歳出予算の流用)

- 第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1)保険事業勘定の保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年2月28日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

款	項	金	額
1 保 険 料			615, 727
	1 介護保険料		615,727
2 使用料及び手数料			1 0
	1 手 数 料		1 0
3 国庫支出金			775, 762
	1 国庫負担金		612,777
	2 国庫補助金		162, 985
4 支払基金交付金			1, 056, 424
	1 支払基金交付金		1, 056, 424
5 県支出金			528, 434
	1 県負担金		517, 266
	2 県補助金		11, 168
6 財産収入			1 0
	1 財産運用収入		1 0
7 寄 附 金			1 0
	1 寄 附 金		1 0
8 繰 入 金			507, 215

(単位:千円)

款	項	金	額
	1 一般会計繰入金		507, 215
9 繰 越 金			1 0
	1 繰 越 金		1 0
10 諸 収 入			198
	1 延滞金、加算金及び過料		3 0
	2 預金利子		1 0
	3 受託事業収入		1 0
	4 雑 入		1 4 8
11 市 債			119,000
	1 市 債		119,000
歳	合 計		3, 602, 800

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 総 務 費			48, 297
	1 総務管理費		16, 313
	2 徴 収 費		4, 387
	3 介護認定審査会費		27, 597
2 保険給付費			3, 477, 000
	1 介護サービス等諸費		3, 174, 730
	2 介護予防サービス等諸費		112, 572
	3 その他諸費		4, 560
	4 高額介護サービス等費		53,772
	5 高額医療合算介護サービス等費		14, 150
	6 特定入所者介護サービス等費		117, 216
3 財政安定化基金拠出金			1 0
	1 財政安定化基金拠出金		1 0
4 地域支援事業費			72,502
	1 介護予防事業費		44,381
	2 包括的支援事業・任意事業		28, 121
5 基金積立金			1 0

款	項	金	額
	1 基金積立金		1 0
6 公 債 費			4, 541
	1 公 債 費		7 4
	2 財政安定化基金償還金		4, 467
7 諸支出金			2 4 0
	1 償還金及び還付加算金		2 4 0
8 予 備 費			200
	1 予 備 費		200
歳 出	合 計		3, 602, 800

第 2 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

款	項	金	額
1 サービス収入			10,460
	1 介護予防サービス収入		10,460
2 繰 入 金			1 0
	1 一般会計繰入金		1 0
3 繰 越 金			1 0
	1 繰 越 金		1 0
4 諸 収 入			2 0
	1 預金利子		1 0
	2 雑 入		1 0
歳	合 計		10,500

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 総 務 費			5, 914
	1 総務管理費		5, 914
2 サービス事業費			4, 486
	1 居宅サービス事業費		4, 486
3 予 備 費			100
	1 予 備 費		100
歳 出	合 計		10,500

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
財政安定化基金貸付金		証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
≅ †	119, 000			

平成23年度能美市農業集落排水事業特別会計予算

平成23年度能美市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

款	項	金	額
1 分担金及び負担金			1,800
	1 分 担 金		900
	2 負 担 金		900
2 使用料及び手数料			29,668
	1 使 用 料		29,667
	2 手 数 料		1
3 県支出金			11,200
	1 県補助金		11, 200
4 財産収入			3 1
	1 財産運用収入		3 1
5 繰 入 金			34, 300
	1 一般会計繰入金		34, 300
	△ 基金繰入金		0
6 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
7 市 債			15,000
	1 市 債		15,000

款			項	金	額
歳	入	合	計		92,000

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 事 業 費			38, 989
	1 事 業 費		38, 989
2 公 債 費			52, 980
	1 公 債 費		52, 980
3 諸支出金			3 1
	1 基 金 費		3 1
歳出	合 計		92,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
下水道資本費平準化債	15, 000	証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
計	15, 000			

平成23年度能美市温泉事業特別会計予算

平成23年度能美市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,900千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

平成23年2月28日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

款	項	金	額
1 使用料及び手数料			8, 883
	1 使 用 料		8, 883
2 財産収入			2
	1 財産運用収入		2
3 繰 越 金			1 0
	1 繰 越 金		1 0
4 諸 収 入			5
	1 預金利子		5
歳	合 計		8, 900

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 温泉事業費			7, 109
	1 温泉事業費		7, 109
2 諸支出金			1, 791
	1 基 金 費		1, 264
	2 繰 出 金		5 2 7
歳出	合 計		8, 900

趣 1 11111111 41 継 |||||-泗 六 七 黑 絽 度 サ 23 平限

平成23年度能美市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 第1条

(業務の予定量)

業務の予定量は、次のとおりとする。 第2条

(1) 給水戸数

6,844,000 m³ 18, 750 m³

18,242戸

一日平均給水量 (2) 年間総給水量 (3) 一日平均給水

主要な建設改良工事

1.配水管整備事業 2.配水管改良事業

3. 施設改良事業

(収益的収入及び支出)

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 第3条

以

業 切 拉業外內茲 第1款 水道事業収益第1項 営業収益 喊 喊 第1項 第2項

丑

用用用失 第1款 水道事業費用第1項 営 業 費 月第2項 営業外費)第3項 常業外費) 業外費別期

100千円 561,450千円 147,650千円

709,200千円

753,000千円 749,870千円 3,130千円

(資本的収入及び支出)

(資本的収入が資本的支出に対して不足する額 当年度分消費税資本的収支調整額5,593千円で補 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 361,400千円は、過年度分損益勘定留保資金355,807千円、 填するものとする。) 第4条

	*
	Ķ
\prec	林
닷	1

金金人 界 収負担収 的事 本工分雑

:的 支 出 : 設 改 良 費 :業債償還金 本建企 [萘 資 第1項 第2項

398,100千円 149,200千円 248,900千円

36,700千円 13,400千円 19,800千円

3,500千円

予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用) 第5条 予定支出の各項の経費の金額

(1) 第6条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第6条 次に掲げる経費については、その経費の全額を

それ以外の経費を 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、 その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 (T)

39,589千円

(たな卸資産の購入限度額) 第7条 たな卸資産の購入

たな卸資産の購入限度額は、14,560千円と定める。

(重要な資産の取得)

次のとおりとする 重要な資産の取得は、 取得する資産 第8条 Ξ

(事業) 配水管整備事業 配水管改良事業

(種類) 構築物 構築物

2 ..

(为 門 內 子 子 子

巻)

L=581.9 L = 93.2 $\phi 50 \sim 150$ \$50~75

画

(教

Ħ

処分する資産 (2)

柊) **)** 水水水水 多管管管管 種 構 業 業 業 類 類 物 物 物 数 数 数 数 数 数 数 数

E 旦 E Ξ

L = 18.2L=126.9 L = 87.8L = 10.0

(教

施田

Ш 28

Щ

2

成 23 年

H

 ϕ 100 φ 75 Ф 20

逃 # 뙫

妈 狹 能美市長

平成23年度能美市工業用水道事業会計予算

平成23年度能美市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 第1条

(業務の予定量)

業務の予定量は、次のとおりとする。 第2条

(1) 給水事業所数

(2) 年間総給水量

辰口第一工業用水道

辰口第二工業用水道 根上地区工業用水道

2, 832, 400 m³ 3, 723, 000 m³

7,760 m³

10, 200 m³

30, 100 m

10社

 $10,986,500 \,\mathrm{m}^3$

辰口第一工業用水道

一日平均給水量

(3)

辰口第二工業用水道

根上地区工業用水道

(4) 主要な建設改良工事

辰口第二工業用水道事業施設拡張事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 辰口第一工業用水道事業収益

第1項 営 業 収 益第2項 営 業 外 収 益第2款 辰口第二工業用水道事業収益第1項 営 業 収 益第2項 営 業 外 収 益第2項 営 業 外 収 益

93,800千円

50千円 93,750千円

89,700千円 89,600千円

業収益		9)
 事期	相	뵊
出入	以	以
※		文
X	継	辮
型	逈	咳
根上	闽	承
3號	第1	第2
無		

104,590千円

1,810千円

91,000千円 78,290千円 12,710千円 79,000千円 66,600千円 12,400千円 104,300千円 82,540千円 21,760千円

106,400千円

HX.

第2款 辰口第二工業用水道事業費用 第1款 辰口第一工業用水道事業費用 上地区工業用水道事業費用 用用 用用 用用 業外費 業外費 久 獙 継 迹 真 減 順 順 3款 根 第1項 第2項 第1項 第2項 第1項 第2項

(資本的収入及び支出)

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109,400千円は、過年度分損益勘定留保資金20,169千円、当年度分損益勘定留保資金20,881千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,350千円で補てんするものとする。) 第4条

以

第2款 辰口第二工業用水道事業資本的収入 貅 4 第1項

支

泛 出 第1款 辰口第一工業用水道事業資本的支出 第1項 建設 改良費 第2款 辰口第二工業用水道事業資本的支出 企業債償還金 設改良費 業債償還 趣 出 第1項 第2項 第1項 第2項

315,000千円 315,000千円 25,400千円 18,400千円 319,000千円 24,200千円 7,000千円 343,200千円

第3款 根上地区工業用水道事業資本的支出 企業債償還金 第1項

55,800千円

55,800千円

(企業債)

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。 第5条

償還の方法	起債年度から据置 期間を含めて30 年以内に償還する。
例	5.0 次内
承	C3
끘	rる。 たり起債 で繰り越
力	策とうのできる。
0	だ23年 14年 1年 1年 15 17 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18
債	く 事は 事の は、 人た。
距	証書借入借入時期は平成23年度とする。 借入時期は平成23年度とする。 だし、工事の進捗状況等により の全部又は、一部を翌年度に繰 して借り入れることができる。
額	H 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
庚	315,
遊	
的	**
ш	
9	拡張
億	談
型	掲

(一時借入金)

一時借入金の限度額は、311,000千円と定める。 第6条

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりとする。 第7条

(1) 第8条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。 第8条

22,025千円

100千円

- (1) 職員給与費
- (2) 交際費

(重要な資産の取得)

重要な資産の取得は、次のとおりとする。 第9条

(1) 取得する資産

辰口第二工業用水道事業

水源なく井 取水施設 (名称)

類

趣

東井

-3-

導水管 ¢200~350 L=710.0m 配水施設 1式 配水ポンプ及び計装設備等 1式 構造物 構造物 機械及び装置

提出 2月28日 平成23年

第 次 # 简 展 七 米 貀

郎

議案第28号

平成23年度能美市公共下水道事業会計予算

平成23年度能美市公共下水道事業会計は、次に定めるところによる。 第1条

業務の予定量

業務の予定量は、次のとおりとする。 第2条

13,180 万 5,776,000 ㎡ 15,800 ㎡

- (1)接続戸数(2)年間総排水量(3)一日平均排水量(4)主な建設改良事業

管路建設事業

(収益的収入及び支出)

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 第3条 以

第1款 下水道事業収益第1項 営 業 収 益第2項 営業外収益

946,109 千円 702,491 千円 243,618 千円

947, 394 千円 457, 537 千円 489, 857 千円

文田田

用用用 第1款下水道事業費 第1項 営 業 費 第2項 営業外費

(資本的収入及び支出)

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 第4条

的収入

第1款下水道事業資本的 第1項 企 業 債 第2項 他会計出資金 第3項 補 助 金 第4項 受益者負担金 第5項 工 事負担金

1,091,891 午日 423,700 午日 640,890 午日 7,500 午日 7,401 午日 1,000 午日 11,400 千日

宗 次 驱 # 河 能美市長

丑 赵 宏 事業資本 建設改良費 企業債償還金 投 泗 支 出第1款下水 第 1 第 2 万 第 3 万 万

090,606 千円 74,258 千円

909, 060,

1,015,891 千円 457 千円

(特例的収入及び支出)

地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ91,514千円及び120,824千円とする。 第4条の2

(企業債)

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。 起債の目的、 第5条

	償還の方法	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その情	権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還	期間を短縮し、もしくは繰上償還又は 低利債に借換することができる。
	利率	年5.0%以内	(たたし、利率児国 し方式で借り入れる 祖へは 米黙目声1	後の利率)
	起債の方法		普通 貸 借又は 証書借入	
	限度額	48,700 千円	285,000 千円	90,000 千円
The state of the s	起債の目的	公共下水道事業債	資本費平準化債	公共下水道事業債 (特別措置分)

(一時借入金)

一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。 第6条

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 (1) 第8条に定める経費以外の経費 第7条

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をそ の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。 (1) 職員給与費

一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、286,345千円である。 下水道事業に助成するため、 (他会計からの補助金) 第9条 下水道事業に

提出 Ш 28 町 2 # 23 松 H

平成23年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度国民健康保険能美市立病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1)病 院

	一般病床 99床、療養病床 40床(うち介	40床(うち介護探養型医療施設 12床)	(床)	
	入院(年間)	41,570人	入院(1日平均患者数)	113人
	外来(年間)	63,740人	外来(1日平均患者数)	235人
(2)介護老人保健施設				
	入所定員(短期入所を含む)	74人	通所リハビリテーション定員	25人
	入所者(年間)	26,720人	入所者(1日平均利用者数)	73人
	通所者(年間)	5,400人	通所者(1日平均利用者数)	21人
(3)ディサービスセンター				
	定員	30人		
1.00	通所者(年間)	6,430人	通所者(1日平均利用者数)	25人

Ξ
K
3
Z Z
X
近
類
K

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入		太田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	
第1款 病院事業収益	1,969,000千円	第1款 病院事業費用	1, 969, (
第1項 医業収益	1,713,868千円	第1項 医業費用	1, 922,
第2項 医業外収益	255, 130千円	第2項 医業外費用	45, 8
第3項 特別利益	2千円	第3項 特別損失	
		第4項 予備費	
第2款 介護老人保健施設事業収益	390,000千円	第2款 介護老人保健施設事業費用	390, (
第1項 営業収益	389, 515千円	第1項 営業費用	371,
第2項 営業外収益	484千円	第2項 営業外費用	18, 8
第3項 特別利益	1千円	第3項 特別損失	
第3款 デイサービスセンター事業収益	59,000千円	第3款 デイサービスセンター事業費用	59, (
第1項 営業収益	58,990千円	第1項 営業費用	58, 8
第2項 営業外収益	9千円	第2項 営業外費用	
第3項 特別利益	1千円	第3項 特別損失	
/※十七日 1 日 7 十二//			

201千円

100千円

000千円 155千円 1千円 000千円

844千円

2千円 1千円

997千円

722千円

000千円

977千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

178, 497千円 第2項 企業債償還金 70, 570千円

第4項 寄附金

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額71,288千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

1千円

 \prec 닺

第2款 介護老人保健施設事業資本的収入

0千円

支

田

39,904千円 10,600千円

第2款 介護老人保健施設事業資本的支出

第2項 企業債償還金

第1項 建設改良費

29,304千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額39,904千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

(企業債)

第5条 起情の目的 限度額 起傷の方法 利率及び償還方法は水のとおりためる

かっ木 たほくフェン 校文政、応保シンは、小十人の「同述ノは「A かっていっ。	償還の方法	5.0%以内(ただし、利率見直し 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その	方式で借りる場合は、当該見直し 債権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据	置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えする	ことができる。
	利率	5.0%以内(ただし、利率見直し	方式で借りる場合は、当該見直し	後の利率)	
	起債の方法	32,500千円 普通貸借又は証券発行			
	限度額	32,500千円	49, 300千円		
とうく 心はションス	起債の目的	施設整備事業	医療機器整備事業		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければな らない。

				57,784千円	3,627千円	14,467千円	1,196千円	37,444千円	51,112千円	106,000千円	97,497千円	132,873千円				ã		
次 際 費	次 次 宗 孫 豫 第			2	5経費		要する経費	2費	aller/		2費							
1,145,039千円	35, 083千円		\$ 5.	救急医療の確保に要する経費	医師等の研究研修に要する経費	追加費用に要する経費	児童手当及び子ども手当に要する経費	企業債償還利子に要する経費	高度医療器械に要する経費	建設改良費に要する経費	企業債償還元金に要する経費	経営安定に要する経費	r					
職員給与費職員公正書	職員給与實職員給与費	*	般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりである。	502,000千円										〔類〕	第9条 たな卸資産購入費の購入限度額は次のとおりと定める。	315,150千円	19,076千円	1,836千円
(1)病 院 (1)分益 (1) (1)	(2)// 護老 人 休 健 施 設 (3)デイサービスセンター	(他会計からの補助金)	第8条 一般会計からこの会計・	(1)病 院										(たな卸資産購入費の購入限度額)	第9条 たな卸資産購入費の購	(1)病院	(2)介護老人保健施設	(3)ディサービスセンター

350千円 150千円

100千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

平成23年2月28日 提出

酒 井 悌次郎